

古物営業者の皆様へ ～古物営業法の改正について～

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）が、平成30年4月25日に公布され、「欠格事由の追加」、「簡易取消しの新設」、「仮設店舗における営業の制限の緩和」等に関する規定が本年10月24日から一部施行されることになりました。

また、全面施行の際（公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日、現時点では未定）には、許可単位が見直されることになっています。改正の概要は下記のとおりです。

1 一部施行日（平成30年10月24日）に改正される内容

(1) 営業制限の見直し（改正法第14条第1項ただし書関係）

これまで、古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができませんでした。が、事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができるようになります。

なお、法制定時から用いられてきた用語である「露店」を「仮設店舗」に改称しました。

※古物の受け取り

	営業所	住所等	その他
改正前	○	○	×
改正後	○	○	○（仮設店舗において）

(2) 欠格事由の追加（改正法第4条関係）

これまでの欠格事由に加え、暴力団員やその関係者、窃盗で罰金刑を受けた者も欠格事由に追加されます。

(3) 簡易取消しの新設（改正法第6条第2項及び第3項関係）

古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができることになります。

2 全面施行日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日、現時点では未定）に改正される内容

現行は営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可が必要ですが、全面施行後は、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることにな

ります。

重要

3 現在、許可を受けている古物業者等が必要なこと

現在、既に許可を受けている方や、これから許可申請をして、全面施行日の前日までに許可を取得した方が、全面施行日以降も引き続き古物営業を続ける場合は、「主たる営業所等の届出」をする必要があります。

⚠ 注意事項！

- 届出を行わない場合は、許可は失効し、改正後に改めて許可を申請・取得することになります。
- 営業所・古物市場が1つしかない場合又は1つの県内にしか営業所・古物市場がない場合にも主たる営業所等の届出が必要となります。
- 主たる営業所等の届出を行った後で、その届出内容に変更があった場合には、再度、主たる営業所等の届出を行うとともに、必要に応じて法第7条の規定に基づく変更の届出を行う必要があります。
- 届出期間内に届出をせず、全面施行日以降、古物営業をおこなった場合は、無許可営業となります。



4 主たる営業所等の届出方法等

(1) 届出期間

平成30年10月24日から「全面施行日の前日」まで

※ 全面施行日が決まれば、ホームページ等でお知らせします。

(2) 届出先

主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長

(3) 提出書類

主たる営業所等届出書 1通

※ 県警ホームページからも入手できます。

問い合わせ先

秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係

☎018-863-1111 (内線 3043~3045)

県内警察署の生活安全課

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏名 又は名称	

主たる営業所又は古物市場

形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
(ふりがな)	
名称	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
	電話 () - 番

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名	
経由警察署名	
許可証番号	
営業所 名 称 (ふりがな)	
古物市場 所在地	
	電話 () - 番
営業所 名 称 (ふりがな)	
古物市場 所在地	
	電話 () - 番
営業所 名 称 (ふりがな)	
古物市場 所在地	
	電話 () - 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。